

## 新潟産業大学公的研究費内部監査実施要領

制定 平成19年11月14日

### (目的)

第1条 この要領は、新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程第14条第2項に基づき、公的研究費の内部監査に係る必要な事項を定め、公的研究費の会計経理の適正を図ることを目的とする。

### (監査の対象)

第2条 監査の対象は、新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程第2条第1項及び第2項に規定するもののうち、外部監査の対象とならないものとする。

2 当該公的研究費のうち、関係法令等によって監査の対象が明示されている場合は、それに準じる。

### (監査責任者、監査人)

第3条 監査の責任者は学長とする。

2 監査人は、当該公的研究費の関係者（研究代表者、研究分担者、事務取扱担当者等）を除く専任教職員の中から3名を学長が指名し、その内の1名を監査人代表者とする。

### (監査の実施)

第4条 学長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめその期日及び監査人の氏名、その他必要な事項を事務局長に通知するものとする。

2 事務局長は、前項の規程により監査の実施に関する通知を受けた場合は、監査に必要な書類等を指定された期日までに、学長に提出しなければならない。

### (監査の内容)

第5条 監査人は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について監査をしなければならない。

1. 契約内容と履行状況の確認に関する事項
2. 購入物品等の利用状況に関する事項
3. 帳簿及び証拠書類に関する事項
4. その他学長が必要と認める事項

2 監査人は、監査にあたって、担当者等に説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(監査の実施報告)

第6条 監査人は、監査が終了したときは、速やかに別に定める監査実施状況報告書を作成し、事務局長を経由し、学長に報告しなければならない。

(監査による是正改善措置)

第7条 学長は、監査の結果、会計経理に関し是正改善を必要とする事項があると認めるときは、事務局長にその措置を命ずるものとする。

2 事務局長は、前項の規定により、是正改善の措置をとることを命ぜられたときは、直ちにその措置をとらなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。